

〔上原喜代子議員 登壇〕

○12 番 上原喜代子さん 私は 2 点の項目で質問をさせていただきます。1 番、南風原町育英会育英資金貸与の現状について（1）町育英会の 10 年間の貸与状況の推移はどうなっているのでしょうか。（2）返済義務に対する見直し等をどう考えるのでしょうか。（3）育英会とは別に新たな制度の創設をし、支援策ができないものなのでしょうか。

2 点目に、子どもの貧困対策について。（1）子どもの貧困支援の 1 つに就労支援が取り上げられていますが、義務教育を終えた子どもたちの調査はしているのでしょうか。（2）子どもの貧困に対し、本町の特徴として何があるのでしょうか。（3）本町のこれまでの支援策等と今、問題視されている子どもの貧困等との関連性をどう捉えるのでしょうか。また、これまでの支援等に対し再調査の必要はないのでしょうか。以上 2 点お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 上原喜代子議員の質問事項 1 番、南風原町育英会育英資金貸与の現状についてに関するご質問にお答えいたします。（1）の貸与状況の推移でございますけれども、平成 17 年度 18 名、732 万円。平成 18 年度 15 名、624 万円。平成 19 年度 17 名、696 万円。平成 20 年度 12 名、492 万円。平成 21 年度 16 名、642 万円。平成 22 年度 11 名、432 万円。平成 23 年度 11 名、420 万円。平成 24 年度 9 名、348 万円。平成 25 年度 11 名、468 万円。平成 26 年度 7 名、312 万円。平成 27 年度 7 名、312 万円。以上となっております。

（2）の返済義務に対する見直し等をどう考えるか。それから、（3）育英会とは別に新たな制度の創設をし支援策ができないものか 2 点のご質問ですけれども、2 点とも関連いたしますので一括してお答えいたします。現行の学資貸与金の償還については、1 カ年経過後にその貸与月額以上を毎月償還することとなっており、そのことを了解して申請を行っております。また、現行制度にて学資資金を受けている方や償還を行っている方もいることから、すぐに返済義務の見直しについては厳しいものがあると考えております。返済義務の見直しや新たな制度については、今後調査検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目、子どもの貧困対策について（1）にお答えします。子どもの貧困対策のなかで就労支援も大切な事業だと認識しております。町ではまず、支援を必要とする対象者の把握と、中学卒業後、高校進学や就労以外の人数、さらに高校を中途退学した方の人数を確認しております。

（2）についてお答えします。子どもの貧困対策を事業化するにあたり、現状の指標として捉えたのは、小中学生の不登校等の現状、若年出産の状況、母子父子家庭等の増加率、さらに中学卒と高校中途退学の数であります。特徴としましては、人口増に伴い母子父子家庭が毎年約 5 パーセントで伸びていることが挙げられます。

（3）についてお答えします。子どもの貧困対策については、これまでの支援策に加えて、支援を必要とする子どもに対してしっかりと夜間や長期休暇等の居場所を確保し、大人が寄り添って丁寧な対応をする必要があることから、平成 28 年度から子ども元気 R O O M 事業を開始いたします。また、母子家庭等の子どもが学童クラブへ行きやすいよう、放課後における子どもの居場所確保として学童保育料の援助を継続するとともに、県へも同様の補助を要請しているところであります。現在捉えている課題に対しては施策を整えておりますが、今後さらに必要な調査があればそのつど対応してまいります。以上であります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 10 年間ということで答弁をいただいたのですが、この貸与人数というのは新規だけではなくて継続も含まれているのですよね。新規の人数を今持っていらっしゃるのでしょうか。10 年分とは申し上げませんが、平成 24 年から平成 27 年までお答えいただければいいのですが。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 再質問にお答えいたします。新規の人数ということでございました。今手元にあります平成 26 年、平成 27 年の資料から見てみますと、平成 27 年度が新たに育英会を適用したのが 1 人、平成 26 年度も 1 人という状況でございます。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん この 1 番目の貸与の状況の推移はと質問したのは、この件に関して私は 2 期目のちょうど今ごろ質問をしているのです。そして、あの時は平成 19 年度、平成 20 年度の状況を質問しています。ですから、あれからどうなったのか、どう活用され、どう変化したのかということで 10 年間という年数を申し上げ、10 年スパンで捉えればこの利用状況がよく分かるのではないかと、自分でも整理整頓ができるのではないかと申し上げました。こういうことは 2 点目の子どもの貧困ともかかわってくるものですから、そういう思いで取り上げました。そういう状況を見ますと、償還も結構がんばっていらっしゃるのではないかとこの平成 26 年度、平成 27 年度に新規が 1 名ということがどういう状況なのか。私が以前に質問した平成 19 年は新規が 7 名、平成 20 年度が 4 名となっているのです。あの時は数字が分かったのに、なぜ平成 26 年、平成 27 年度、子どもの貧困、教育の格差などと言われている今このときになぜこのように 1 名、1 名となっているのか。それはどうお考えでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 昨年平成 27 年度で申し上げますと申し込みが 3 名ありました。そのなかで 1 名につきましては町よりも少し金額が高いということで他の育英会のほうを薦めてそこで認められています。他の 1 名につきましては、規則に該当しないため支給ができなかったということでございます。合計 3 名のうち 1 名は他の育英会、1 名は町の育英会ということで適用してございます。それから、その前、平成 26 年度でしたかその時も、他の育英会に町から推薦をして認められています。そして、一旦申し込みはありましたけれども大学の育英会があったりそういうところで適用するというかたちで辞退をしている方もございます。そういった状況であります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん たぶんそういう答弁がなされるのではないかと思っていたのですが、この制度を利用せずに別の有利な制度を利用するという部分もあると思いますが、そうでしたら本町の子どもたちがどの制度を利用してどういうふうに償還まで至っているのかは把握していらっしゃるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 どの育英会を利用してということまでこちらは掌握しておりません。推薦をした南部の育英会については、そこは推薦をしておりますのでそこで該当というかたちでございます。申し込みしたけれどもどこの大学の他の制度を活用したということは掌握してございません。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 把握されていないとの答弁でしたが、私は滞納がある子どもたちのことを考え、償還に対してどういうふうになんばっているのかと懸念するものですからそういう質問をするのですが、今現在で滞納額というのはわかりますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 現在、育英資金の滞納額は、平成 26 年度償還額で人数を合計しますと 1,822 万円となっています。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 滞納額が今現在で 1,822 万円という答弁がありました。この数字を見てもとても思うのですが、(2)に移っていきます。貸与額が県外大学では月 4 万円を限度として、県内は 3 万円。そして、卒業して 1 年を経過した後に償還となっていますが、本町の場合に限っては重複しないと、育英会資金と二重で貸与することはできないとうたわれていますが、二重ではもちろんやっていないと思うのですが、他の制度を利用したときに例えば二重で貸与を受けられるというのは見受けられるのでしょうか伺います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 受給する学生に二重はできないというかたちを取っておりますのでそれはないと考えています。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 二重はないというような考えだと答弁をいただきました。この償還に対して就職がうまくいけば卒業して 1 年、就職がうまくいったと考えても月額 4 万円、初任給ですよ、3 万円という返済は無理があると思いませんかでしょうか伺います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 償還については 1 年間経過後に育英資金の支給を受けた、先ほど言いました県外だと 4 万円、県内は 3 万円、就職をして初任給の額からすると、その収入にもよるとは思います。そのへんは貸し付けをする時に了解をもらっておりますのでそれに基づいて返済をお願いしております。それとそこがどうしても月々の、4 万円ですので 4 力年の大学でしたら 4 万円をずっと払わなければいけません。そのへんは減額したり対応してまいっていますので、それに応じてできるものだと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 償還に対して事情を考慮していることは私も理解しているのですが、滞納額がこれだけある部分に対して、なんと言うのでしょうかやはり就職することが一番の解決策だとは思いますが、初任給というのはものすごい職に就職した方だったら分かりますけれども平均して 14 万円、15 万円だと思っています。14 万円、15 万円のなかから 3 万円とか 4 万円を出すのはたいへん大きな負担になるのではないかと。そういう部分があって本町は大いに寄り添いながら償還の方法も見つけて無理のないようやっていることも理解しているのですが、ただ、二重に借りていることはないと思うと部長の答弁があったのですが、これは那覇市の例ですけれども四年制大学で奨学金を計 714 万円借りたと、2 つの制度を利用したそうなのです。そして就職試験を受けてもなかなか内定も取れないと、この奨学金の返済のことを考えると暗い気持ちになると、就職しなくては返したくても返せないこの状況が辛いという部分と、もしかしたら自分は自己破産するかも知れないということまで追い込まれているという「わたしはここに居るよ」という子どもの貧困のところまで載っています。私はこれを読んだとき、この平成 26 年度、平成 27 年度が、もちろん別の所へ行ったと答弁をいただいたのですが、1 人ということ自体、この 4 万円、3 万円ということがこの入口を小さくしてしまっていると感じました。入る所で、自分は卒業して 1 年経過したら 3 万円、4 万円を払わなければいけないとなる。この制度を利用する人たちも横のつながりでだれだれがこういうふうにして育英資金を得て学校を出ているよと情報としては聞いていると思うのです、情報収集はすると思うのです。そうなったとき、借りたくても借りられないという制度になっているのではないかと思うものですから、1 人だったと。一番多かったのはたぶん平成 19 年度ではなかったのか。あの時は非常に経済が混乱しているという部分で多かったのではないかと思うのですが、今、この子どもの貧困だと言われているなかで 1 人ということがこの窓口の狭さにあるのではないかと思うものです。今ちょうど募集が始まっていますよね。ですから、そこのところをどうお考えでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 育英資金というのは契約がございます。それに則って借りた分は返すという基本的な姿勢がございますので、返して後世代の資金として活用していただ

くということでございます。制度的にこういう制度があつてそれに適用するよう借りていただくというようなことですので、それが狭くしている認識はございません。この制度はこういった認識であると育英資金の適用を受けるというかたちでございますし、無利子でございますので、そのような認識の基で応募をして借入れをしていくという考え方だと思います。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん こういう制度だから仕方がない、制度に沿つてと言われたら制度に沿っていることを私も認めます。そして、償還に対しても寄り添っている部分に関しても理解いたします。けれども、ちょっと納得がいかない部分も確かにあります。これはまた後で続くとしまして、例えばこの滞納している方で窓口に行らっしゃる方は優秀な方だと思うのです。窓口相談に来て、そのときに窓口で例えば本町の採用試験がいつあるよとか、それに挑戦してみないとか、あるいは臨時の採用試験がいつあるのだけれどもそれを受けてみないとかそういう案内というのはその窓口で行いますでしょうか。やらないのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 そういう就職の案内は、窓口では行っておりません。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 部が違うとおっしゃったらそれまでなのですが、私が思うにやはり就職しなければ返せない状態ですから、できればそこで、本町も皆さんパソコンですから周知というのは全課にまたがると私は思っていますので、こういう採用試験もあるよと、その声かけだけでもものすごく勇気づけられると思うのです。だから、そういう仕組みづくりも必要ではないかと思うのですけれども、どこで質問したらいいですか。

○議長 宮城清政君 教育総務課長。

○教育総務課長 宮平 暢君 お答えします。現在は、その方からそういった話がないかということであれば相談を受けていますが、相談がなくてももし仕事をしていない方であれば案内を心掛けていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 申請主義というのを止めて、声をかけるだけでも自分も受ける資格があるのだと思うだけでも力が出てくると思うのです。ですからその部分があるから、ぜひ臨時の職員も採用しているよ、それも受けてみてと言って、受けてもし落ちたらそれはそれで本人も納得しますし、また次に向かうステップになると思いますので、ぜひ窓口でもそういうような支援をよろしくお願いします。

(2) に移りたいと思います。(2) と (3) は一括でということと答弁はいただきましたけれども、返済義務の見直しをどう考えるかについてであります。先ほどから私が申し上げているように、やはり 3 万円、4 万円というのは無理があるのではないかと私はこういう質問をいたしました。ですが、(3) の新たな制度の創設ということについては、県教育委員が 2016 年度から返済義務のない給付型の奨学金の募集を始める方針で、実際に給付は 2017 年度入学時からの予定で、四年制大学の進学者を対象に 1 人月額 7 万円を 4 年間、初年度の募集枠は一学年 25 人程度を想定しているとなっております。この背景には、やはり貧困の連鎖の解消と教育格差の是正ということを挙げているのですが、そういうことを踏まえても本町は従来どおりこれの償還が終わるまでそのままいくのだと、この制度はこの制度だからこのままでいくのだというお考えなのかどうかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま県の例での質問でございました。県は一括交付金を活用して県外の進学大学の支援事業というかたちで、これから 4 月以降に申請をしてこれが適用できるかという部分だと思います。そのへんもありますので、他の事例等、今後の事業の動向を注視しながらそれについては考えていきたいと思っております。この育英資金のもの



とは別な考え方でいかないといけないだろうと考えていますが、県の動向、他市町村の動向等が貧困対策に関連するということであれば検討してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 一括交付金だから本町の育英会の資金とは違うという答弁であったと理解します。もちろん、給付型といったら財政上の問題もありますし、すぐに答弁できるものではないと思っておりますが、やはり夢に向かっていく子どもたちを委縮させないような取組というのは今必要とされているのではないかと思うものです。今までどおり、従来どおりでいくのだということではなくて、どこかで切替えていかなければ、これは改善されずそのまま行くと思っておりますので、ぜひ調査していただきたいと思っております。

ある高校の卒業式がテレビで放映されていたのですが、そこに歌手の GACKT さんが歌で卒業生を励ましているところがありました。そしてその人が、「夢は見るものではなくて叶えるものだ」というようにメッセージを送っていましたが、行政もそういうあり方が必要ではないでしょうか。せっかく支援しているのですから、夢が叶えられるような支援という今見直しするべき時がきているのではないかと思うのですが町長どうなのでしょう。職員の皆さんが償還についても寄り添っていると重々承知しています。けれども、窓口が狭いのではないかと思うものですから、この点に関して町長の見解をお聞かせください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。先ほど教育長、部長、課長から償還の問題等においてその中身においては重々知っておりますがしかし、利息も付きませんし借りたものを返済することは人間の義務ではなかろうかと思えます。県も検討しているわけですが、どの範囲から貧困なのか、どの方々に貸せばいいのか、これは相当厳しい部分があるのではないかという思いであります。そしてまた、償還というのも毎月 4 万円というのが基本であるのですが、1 年就職した後でもすぐに 4 万円というのは厳しいと思えます。しかし返済も弾力的で、年間 48 万円を返しなさいというのが基本ではありますが、厳しければポーナ

スの時点で各 2 万円、毎月 4 万円の返済ですが年間で 4 万円返す方もいます。強制的ではなく、この人の生活が厳しくなるようなものではなく、毎月 5,000 円でも返してもらう、返済していくような環境を作るのも大事ではないかと思えます。そういう意味では、利息は付きませんので償還なしで貸すことにはどうなのかと感じております。また、私たち南風原町において、去年は育英資金が 1 人しかいなかったというのは、南部広域に行かれる、県に行かれる場合もあり、南風原は 4 万円だが 5 万円借りられる、また 6 万円も借りられるところがあるからというように、額の多い所に行けるような状況であります。仕事を斡旋することについても、あんた何しなさいとか強要まで至ることはできないのですが、借りたものはいつか返すのだと、ゆっくりゆっくりでも償還していくというのを基本に持っていきたいと思っております。また本当に償還なしの貸し付けに対しては相当のご苦勞をなさるのではないかと、どこまでが貧困なのか、どういった方々に、なんで向こうには貸して私たちには貸さないのか、そういう部分もあろうかと思っておりますので、償還なしについてはいろいろな調査研究してから検討していかなければいけないのではないかと感じております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 償還なしというのは、私も考えておりません。私も前に質問した時は公平・公正の観点から借りたものは返すという町長の観点から質問したのですが、これだけ子どもの貧困と騒がれている現状であります。別の制度を利用した方が例えばここが 4 万円だから向こうが 5 万円だから向こうへ行った、そういう方法もあったのではないかと貸与人数が少ないことに対してそう答弁なさっていましたが、それがまたその部分につながっていくことも考えられますので、調査する時期に来ているのではないかと思います。ぜひ調査・検討。子どもたちが夢を叶えられるような状況をぜひ作っていただきたいことを希望しまして終わりたいと思えます。

2 番目の子どもの貧困対策についてであります。子どもの貧困支援の 1 つに就労支援が取り上げられているということで質問しましたが、それも大事な事業だと認識しているとの答弁をいただきました。貧困支援に対して就労支援がどうなっているか質問をしたのですが、不登校問題に対して義務教育を終えた子どもたち、まだ進路が決まっていない状態で卒業した子どもたちが卒業後どうなったか質問を一度したことがあります。そうしたら、進学した者もいるのだけれども、それ以外は就労かどうか調査まではしていないとの答弁

をいただいた覚えがあります。ですから、進路が決まらずに義務教育を終えた子どもたちの調査はどのへんまでしているのかという部分でこの質問をいたしました。どうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 生徒の進学については学校もどこへ進学をするというかたちの状況把握はされていると思います。しかしながら、卒業後その卒業生がどういったところまでという感じの追跡調査は行っていないと考えております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん そうですね。やはり貧困の連鎖には多様な問題等があると考えます。先ほど（2）に対しての答弁が出ていたのですが、若年出産とか不登校の現状とか母子家庭の増加ということで出てはいたのですが、やはり私は貧困の連鎖はなかなか断ち切れないような状況のなかでこの若年出産だったら特に余計にそれはあると思うのです。学校現場ではその点に対しては指導と言うか高校を中退とか若年出産に関しての指導と言うか将来に向けての対策という部分の指導はどのようになっているのでしょうか。教育指導主事もいらっしゃいますので、ぜひお願いします。

○議長 宮城清政君 教育指導主事。

○教育指導主事 宮里 豊君 お答えします。学校現場では性に対する指導含めて保健体育であったり、学級活動の時間を活用してそういう指導を毎年 1 回以上は確実にしております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 毎年確実にやっている指導だとおっしゃっていますが、この若年出産とは若年ですから中学生ですか。だいたいどのぐらいいらっしゃるのですか。それとも高校生ですか。10 代ですか。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子君 若年出産は二十歳未満となっております。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん 二十歳未満ということですので、義務教育とか高校生ということも含まれているのだろうなとざっと思いましたけれども、やはりそういうことで貧困になるという部分は考えられます。ただ、これは（3）に移りますが、37 パーセントが貧困だということで騒がれているそれがそっくり南風原町に当てはまるとは思っていませんが、ただ、親の生活が向上しない限り子どもにもさらにそれが連鎖していくものですから、生活保護のボーダーラインでありながらそこにもたどり着けないという現状が本町にあるのでしょうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。実際に生活保護の水準程度まで来ているが生活保護を実際申請していない方もいらっしゃると思いますし、申請しても通らなかった方もいらっしゃると思います。そういう水準におられる方は当然町内にもいらっしゃいます。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん そういうときの実態調査というのは、学校側も含めてやるのでしょうか。やはり子どもたちを見れば分かると思うのですよね。そういうことはどうなの

でしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 いろいろな機会、そういった状況を把握した方、相談を受けた方、そういった相談の集約と言いますかそれが最終的に南風原町でしたら県の福祉事務所に行って認定の作業に入っていくこととなりますが、貧困を含めていろいろな家庭状況、保護者の状況、そういった部分は役場でも相談窓口がございます。社協にもございます。いろいろな把握の仕方がございますので、学校だけに限らずいろいろな機会を捉えてしっかり生活保護の申請につなげていくこととなります。

○議長 宮城清政君 12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子さん やはり子どもたちを見れば貧困な状態に陥っているというのも分かる状況はあると思います。先ほど町長がおっしゃったように、どこからどこまでが貧困なのかに関してはただこの数字がこれだけ上がっている状況、現実はそのなかと捉えられ、この数字だけに動揺する部分は確かにあるのですが、毎日のように報道されていることに関して南風原町も実態調査を今一度して、そういう子どもたちが救い上げられているかどうか調査していただきたい。他がこんなだからうちは大丈夫だということそれはそれでいいのですが、もしかしたらうちでもどこかで見逃している点がないのかと感ずるものですから、本町は子どもが一番育てやすい町だと言われている部分も確かにありますので、そのボーダーラインをどのように調査するのか、ぜひ調査していただければ幸いです。思っをお願いして、私の質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 23 分）

再開（午前 11 時 33 分）